

〒

殿

(No. -)

事件番号 大阪地方裁判所平成19年(フ)第5890号

破産者 株式会社 A B C

破産手続開始日時 平成19年7月23日・午後5時00分

ご連絡

平成19年7月23日

〒541-0043

大阪市中央区高麗橋2丁目5番10号

アイケイビル3階 密総合法律事務所

大阪地方裁判所第6民事部選任

破産管財人 弁護士 密 克行

TEL 06-6221-0473

FAX 06-6221-0461

冠省

「ABCランゲージスクール」を主催していた株式会社ABC（以下「破産会社」という）は、大阪地方裁判所（以下「裁判所」という）に対し、平成19年7月23日、破産手続開始を申し立て、裁判所は、同日午後5時00分、破産会社の破産手続開始を決定し、当職が破産管財人に選任されました。

これにより、今後、当職が破産会社の全資産の管理処分権を保有し、管財業務を進めていくこととなりますが、本件の破産手続に際しては、次の各点にご留意頂き、債権者の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本書面は、裁判所の作成した書面ではありませんが、裁判所の許可を得て、同封させて頂きました。

以上、何卒、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

草々

1 本件手続では、現時点での破産債権届出書の提出は不要ですが、債権者のご連絡先を正確に把握するため、別紙連絡先届出書をご提出下さい。

当職において、破産申立ての一件記録を検討しましたが、遺憾ながら、現時点において、配当の見込みは皆無の状況にあり、異時廃止となる可能性が高いです。

仮に、将来、破産財団が増殖し、配当が可能な状況になった場合には、改めてその旨ご連絡し、債権届出書の用紙も送付し、その後、各債権者から債権届出書をご提出頂き、債権調査の上、配当

手続を行うこととなります。

ただ、本件では、破産申立て時において、全債権者の連絡先さえも明確になっていない状況にあるため、別紙連絡先届出書に所定事項をご記入のうえ、末尾記載の管財人室へ郵送又はファックスでご提出下さい（なお、ご提出頂いた連絡先届出書にご記入頂いた個人情報は、本件手続に関するご連絡等に利用させて頂くもので、本件手続以外で利用されることはありません）。

また、知人・友人等で本書面が届いていない債権者がおられる場合には、下記連絡先（株式会社ABC管財人室）まで、連絡を入れて頂くよう、ご教示下さい。

2 本件手続では、財産状況報告集会在開催されません。

上記のとおり、配当が絶望的であり、異時廃止になる可能性が高いことに加え、債権者数が900名を超えている模様で、裁判所での集会在困難なため、裁判所主催の財産状況報告集会在開催されません。

もっとも、本件手続は、新聞紙上を賑わしている破産会社の破産手続であることを勘案し、当職主催の任意の財産状況報告説明会を、次の日時・場所において、開催させて頂きます。

なお、同説明会への出席の有無により、破産手続における取扱いが有利になったり、不利になることはありませんので、念のため申し添えます。

日 時：平成19年9月27日午前10時00分

場 所：大阪市北区中之島1丁目1番27号 中央公会堂（中之島公会堂）大集会室

3 本件における当職の主な職務は、破産者の資産調査にあります。すなわち、一件記録上明らかとなっている資産以外に資産がないか、財産の隠匿等はないか等の調査を行います。財産隠匿等の情報がありましたら、当職宛にご連絡ください。

万一、破産会社の倒産前後に、各営業所から、現金や什器備品等を持ち出された方がおられる場合は、平成19年7月末日までに、下記管財人室まで持参して、返還して下さい。持ち出しの事実があるにもかかわらず、同期限までに返還されないときは、直ちに所轄警察署に対し、被害届を提出する所存です。

4 現時点において、債権者のご連絡先等も明らかでない状況にあるため、現在、ABCのホームページを利用するなり、新たにホームページを立ち上げるなどして、ホームページ上で、管財人の連絡事項を発信することを検討しています。今後、ホームページ上での当職の情報発信にご留意下さい。

管財人室（連絡先）の表示

〒541-0043

大阪市中央区高麗橋2-5-10アイケイビル3階 密総合法律事務所

株式会社ABC破産管財人室 弁護士 みつ かつゆき 密 克行

電 話 06-6221-0473

FAX 06-6221-0461

以 上

